

偽造品に対する権利者団体による取り組み



堤 隆幸 Tsutsumi Takayuki 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン 専務理事・事務局長
1990年より同法人に勤務、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会やプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等に参加し、ネット被害の防止対策にも取り組んでいる



ユニオン・デ・ファブリカンとは

ユニオン・デ・ファブリカン(以下、当団体)は、偽造品対策を行っている権利者団体です。フランスのパリに本部があり、1980年から、日本の状況に合わせた独自の活動を展開しています。権利者団体として偽造品対策の活動を専門とする日本で唯一の団体です。会員のほとんどは、海外の著名なブランドやメーカーで、2023年1月時点で、78社が加盟しています。

当団体が設置された頃、日本は、「偽造品天国」と海外から呼ばれていました。デパートや役所の売店などでも偽造品が販売されていて、どの店舗だったら大丈夫かと意識しながら買い物をしなくてはならない状況だったようです。現在、インターネット上ではまだまだ注意を払う必要があるものの、一般の店舗では悩まなくても買い物ができる状況ようになってきました。

安心して買い物をしてもらうための取り組み

当団体は、現在、「安心して買い物ができる市場」を作るために次の4つの活動をしています。


(1) 市場の監視

リアル店舗に当団体の調査員が足を運ぶのはもちろん、インターネット市場も担当者が巡回・監視を行っています。想像以上に監視はしっかりと行われていて、措置の対象となった販売者から「1個だけなのにどうして？」などと言わ

れることがあるほどです。

(2) 偽造品などの排除

当然ですが、偽造品があれば、これを市場から追い出します。インターネットの場合は、ほとんどが削除措置になりますが、削除されたのを無視して再販売するとか多量に販売しているなど、悪質な場合は、警察などの取締機関に報告し、対処を依頼することになります。

当団体は、プロバイダ責任制限法のガイドラインに基づき「商標権関係信頼性確認団体」「著作権関係信頼性確認団体」として認定されていますので、当団体会員である権利者からの削除要請の内容を確認して、関係するプラットフォーム等に伝達する作業を行っています。インターネット上のオークションサイト、フリマアプリといった主要なCtoCサイトに対しての削除依頼数は、のように、近年では年間約60万～100万件にも上ります。

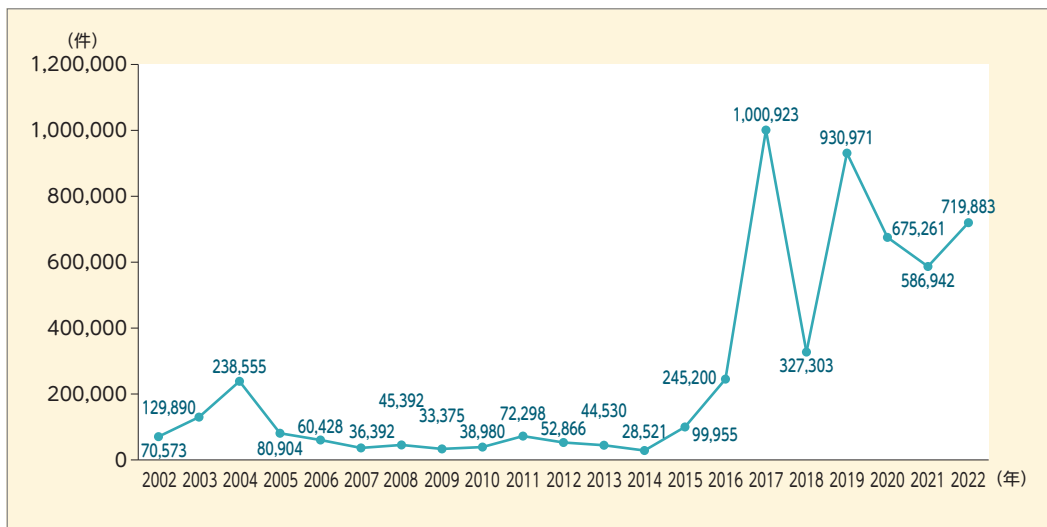
また、当団体または当団体会員が関係する刑事事件は、年間約150～200件となっています。

(3) ロビーイング

このような「見つけて排除する」という活動を行っている、どうしても「制度や法令のここを変えれば状況が改善するのに」と思うことがあります。そこで、当団体ではそのような要望を関係各所に訴えています。例えば、インターネットがなかった時代、すなわち、販売者と購入者が国内にいるとの前提が当たり前だった時代の法律を、販売者が海外にいて購入者が国内にいる

場合がまま発生する現状にマッチした法律に改正してもらい働きかけなどをします。こうした活動を続けた結果、ようやく2022年10月から、海外に所在する事業者が販売などした商標権または意匠権

図 オークションサイト、フリマアプリへの権利者からの削除依頼数の推移



一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン調べ

を侵害する物品が、個人使用が目的であっても税関で没収されるようになりました。

(4) 販売者・消費者への啓発

そのような活動をしたうえで、販売者や消費者に、「偽造品を販売しないでください」「偽造品を買わないでください」とのお願いをしています。

ただ、真正品との確認をしない、もしくは偽造品でも問題にならないと考えて流通させてしまう販売者だけでなく、偽造品でも構わないと思いながら購入してしまう消費者も少なくないため、当たり前のことを訴え続けなくてはならないのが現状です。

「領収書が付いていた」「通関証明がある」「この程度のことで大ごとにならない」などの確認・認識不足で販売する人や、「ホンモノもニセモノも同じ」と考える人がいます。しかし、「領収書も偽造される」「税関は、偽造品を通してしまうこともある」「ニセモノは品質が悪い」ということは、ちょっと立ち止まって考えれば理解をしていただけのものと思います。

消費者保護についての 当団体の考え方

一般に「消費者は、守られるべきもの」との認

識があるように思われます。そのとおりなのですが、「守る」方法や手段は、販売形態や販売者の所在する場所によってやむを得ず限定されてしまいます。

(1) 販売者が海外に所在する場合

当団体では、日本国内については「市場を浄化し、もって消費者を保護する」との考え方ですが、海外については「状況の説明をして、注意を呼びかける」ことしかできないと考えています。

例えば、「偽造品を購入してしまったので、返金をしてほしい」、これは至極まともな主張だと思います。でも、販売者が他国で、日本の司法権が及ばないところにいる場合だったら、返金をしてもらえ可能性はかなり低くなります。

これに対し、「ユニオン・デ・ファブリカンは何もしないのか」「取締機関は何をしている」との言葉をいただくことがありますが、これはあまり意味のあるものとは考えられません。日本の警察は、大概の場合、外国にいる他国民を捕まえることはできませんし、そもそも国と国との話すらできない場合もあります。

海外で買い物をする場合、購入する商品はちゃんとしたものか、だまされていないか、おつりの計算は合っているのか、買い物中にスリにあわなにかなど、多くのことに気を配らなくて

はならないと思います。なぜなら、「地元の警察は当てにならない」「外国人をカモにしてもうけようとする悪い販売者がいる」「スリがたくさんいる」と考えるからだと思います。インターネット上では、そのような「自分の身は自分で守らなくてはならない」状況に、知らないうちに簡単に踏み込んでしまいます。あの国の人がしていることは理不尽だと言っても、私たちは止める手段を常に持っているわけではありません。

(2) 鑑定依頼について

偽造品かどうか鑑定してほしいとの問い合わせもよく受けます。当団体ならびに当団体会員である権利者は、基本として、警察・税関などの取締機関からの依頼しか受けません。消費者の依頼を受ける人的余力がないということもありますが、何よりも、「消費者が偽造品と書かれた鑑定書を持つこと」イコール「返金」にはならないという理由からそうした対応をしています。

海外に販売者がいる場合は説明をするまでもなく、鑑定書があって理屈が通っているから返金とはなりません。販売者が国内にいても、ある意味同じです。「偽造品だと認めて返金したら、今まで販売したものの全部が偽造品だと認めることになる」「下手に認めると権利者から訴えられる」と考えて構えられたら、鑑定書1枚を持っているだけの消費者では対抗できず、かえって大ごとになる可能性があります。こうしたことから、当団体ならびに当団体会員である権利者は、警察などの取締機関を通した依頼のみを受け付けることにしています。

(3) SNSから誘導する手口について

SNSで販売広告を出し、なりすましサイトに誘導するという手口が横行しています。クレジットカードの情報をフィッシングされる、偽造品を売りつけられるという被害の発生が後を絶ちません。

言うまでもないことですが、被害にあわないように注意して、最初から回避できればこれに

勝るものはありません。何かがおかしい、と感じたら慎重になっていただければと思います。

(4) フリマアプリについて

近年は消費者についての線引きがあやふやな時代です。例えば、フリマアプリの利用者の場合、購入時は「消費者」の範囲に入るかもしれませんが、販売時になったら消費者ではなくなります。「一般の利用者なのに、警告もなく出品を削除されたり、アカウントの利用を制限されるのか」とのクレームを当団体は頻繁に受けます。「偽造品を販売しようとした時点で、あなたは法律に触れる行為をしているし、消費者ではない」との説明をしますが、納得しない人も多く、「そもそも偽造品を売りつけたほうが悪いのだから、私に何かする前に、そっちをどうにかしろ」と言われます。この理屈を認めたら、偽造品製造者以外は、偽造品の販売をしたい放題となってしまいます。購入した時点では消費者ですが、販売する時点では違います。真正品との確認ができない物品は販売してはいけません。

消費者にお願いしたいこと

偽造品のない安心して買い物のできる市場は、取締機関や権利者だけが奮闘しても作ることができません。販売者や消費者の協力を得て作ることができ、維持できるものだと思います。日本は、これに関して、もう少しのところにいます。

海外からの旅行客が、日本は偽造品がないからと言って、たくさんの物品、例えば、粉ミルクや紙おむつを赤ちゃんたちのために日本で購入していきます。海外に比べれば日本の市場はとても健全です。これをより健全にして、維持していく、そのためには一人一人の消費者の協力が欠かせません。偽造品を販売してはいけないのはもちろんですが、その存在を認め、増加させることにつながる「偽造品の購入」についても、くれぐれもしないように注意してほしいものです。